

奈良県告示第二百八十九号

平成十一年九月奈良県告示第三百三号（奈良県環境影響評価技術指針）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十六年十一月二十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第一条中「により」の下に「、条例第四条の二の計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針」を加える。

第十六条を第二十六条とし、第十五条第二項に次の一号を加える。

四 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

第十五条に次の一項を加える。

4 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

第十五条を第二十五条とし、第十四条中「第十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠第十四条に次の一項を加える。

2 事業者は、第二十二条第一項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しなければならない。また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

第十四条を第二十四条とし、第十三条を第二十三条とし、第十二条第二項中「第十四条第四号及び第五号」を「第二十四条第四号から第六号まで」に改め、同条を第二十二條とする。

第十一条中「第四条第二項第二号」を「第四条第二項第三号」に、「第十五条」を「第二十五条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十条の見出し中「手法」を「環境影響評価の項目に係る手法」に改め、同条第一項

中「第三条」を「第十三条第一項において読み替えて準用する第五条」に、「専門家その他の環境に関する知見を有する者」を「専門家等」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

第十条を第二十条とし、第九条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る評価の方法）」に改め、同条第一号中「第十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。

第九条第二号に後段として次のように加える。

この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

第九条を第十九条とし、第八条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る予測の手法）」に改め、同条第一項中「第六条」を「第九条」に改め、同項第二号中「以下」を「第二項において読み替えて準用する第九条第三項及び別表第十五から別表第二十七までの規定において」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「第十八条第一項第一号」と、同条第三項及び第四項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第十八条第一項」と、同条第三項中「予測の前提となる条件その他の」とあるのは「予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第四項中「配慮書対象事業に」とあるのは「対象事業に」と、「しなければならない。」とあるのは「しなければならない。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。」と読み替えるものとする。

第八条第三項中「ついでには、」の下に「工事が完了した後の土地若しくは工作物の」を加え、「又は予測」を「予測」に改め、「変化する場合」の下に「又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合」を加え、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を削り、同条を第十八条とする。

第七条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る調査の手法）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

第七条第一項第二号中「専門家」を「専門家等」に改め、同項第三号中「以下」を「この条から第二十五条までにおいて」に改め、同項第四号及び第五号中「以下」を「第二項において読み替えて準用する第八条第四項及び別表第十五から別表第二十七までの規定において」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第八条第二項から第四項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第十七条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第三項及び第四項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第十七条第一項」と、同条第三項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第四項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

第七条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、同条を第十七条とする。

第六条第一項中「基準として」を「基準としつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第十三条第一項において読み替えて準用する第五条及び第十三条第二項の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、」に改め、同条を第十六条とする。

第五条の見出し中「調査」を「環境影響評価項目の選定に係る調査」に改め、同条中「第十条」を「第二十条」に改め、同条第一号中「前条第三項第一号」を「前条第三項において準用する第六条第三項第一号」に改め、同条第二号中「前条第三項第二号ア及

びイ」を「前条第三項において準用する第六条第三項第二号ア及びイ」に、「並びに動物の集団繁殖地」を「、生息状況又は生育状況及び動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況」に改め、同条第三号中「前条第三項第二号ウ」を「前条第三項において準用する第六条第三項第二号ウ」に改め、同条第四号中「前条第三項第三号ア」を「前条第三項において準用する第六条第三項第三号ア」に改め、同条第五号中「前条第三項第三号イ」を「前条第三項において準用する第六条第三項第三号イ」に改め、「場の下に」状態及び利用の」を加え、同条第六号中「前条第三項第三号ウ」を「前条第三項において準用する第六条第三項第三号ウ」に改め、同条第七号中「前条第三項第四号」を「前条第三項において準用する第六条第三項第四号」に、「及び温室効果ガス等に関する、」を「に關してはそれらの發生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関しては」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

第五条を第十五条とし、第四条第二項第一号中「実施」の下に「（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）」を加え、同項第二号中「もの」の下に「当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 第六条第三項の規定は前項の規定による検討について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の規定による項目の選定についてそれぞれ準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、「計画段階配慮事項」とあるのは「対象事業に係る環境影響評価の項目」と、同条第五項中「同項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）について選定した理由」とあるのは「選定項目として選定した理由及び同項の規定により項目の削除を行った場合にあってはその理由」と読み替えるものとする。

第四条第八項を削り、同条を第十四条とする。

第三条を削る。

第二条中「第四条第二項第一号」を「第四条第二項第二号」に、「第十条」を「第二

十条」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）

第十三条 第五条の規定は、条例第十一条第一項の規定による対象事業に係る環境影響評価項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。

この場合において、第五条中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、同条第一項中「配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を」とあるのは「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定をするに当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を」と、「当該検討に」とあるのは「当該選定に」と、「配慮書対象事業の」とあるのは「対象事業の」と、「この条から第十一条まで」とあるのは「この条、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第九条第三項及び第二十五条」と、「配慮書対象事業の実施が想定される区域（以下「配慮書対象事業実施想定区域」という。）」とあるのは「対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）」と、「配慮書対象事業実施想定区域の」とあるのは「対象事業実施区域の」と、「配慮書対象事業に係るのは「対象事業に」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第十三条第一項において読み替えて準用する前項」と、「整理するものとする」とあるのは「整理するとともに、必要に応じ、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

2 事業者は、前項において読み替えて準用する第五条第一項第一号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

第一条の次に次の十条を加える。

（条例第四条の二の環境影響評価技術指針で定める事項）

第二条 条例第四条の二の環境影響評価技術指針で定める事項は、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項とする。

（計画段階配慮事項に係る検討）

第三条 配慮書対象事業に係る条例第四条第二項第一号の規定による計画段階配慮事項

の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針については、次条から第十一条までに定めるところによる。

（位置等に関する複数案の設定）

第四条 配慮書事業者（都市計画決定権者を含む。以下この条から第十一条までにおいて同じ。）は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 配慮書事業者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置又は配慮書対象事業の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、配慮書対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために配慮書対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

3 配慮書事業者は、第一項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業に代わる事業の実施により当該配慮書対象事業の目的が確保される場合その他配慮書対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにしなければならない。

（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握）

第五条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うために必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす配慮書対象事業の内容（以下この条から第十一条までにおいて「事業特性」という。）並びに配慮書対象事業の実施が想定される区域（以下「配慮書対象事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十一条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一 事業特性に関する情報

ア 配慮書対象事業の種類（奈良県環境影響評価条例施行規則（平成十一年六月奈良県規則第十二号。以下「規則」という。）別表第一の上欄に掲げる区分をいう。

）

イ 配慮書対象事業の規模（規則別表第一の上欄に掲げる事業の種類ごとに同表の下欄に掲げる対象事業の要件に相当するものをいう。）

ウ 配慮書対象事業実施想定区域の位置

エ 別表第一の第一欄に掲げる対象事業の種類及び同表の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる事項

オ その他配慮書対象事業に関する事項

二 地域特性に関する情報

ア 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項及びダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第七条の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）

(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

(3) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

(4) 地形及び地質の状況

(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(6) 景観並びに人と自然との触れ合いの活動の状況及び人と文化遺産との触れ合いの状況

イ 社会的状況

(1) 人口及び産業の状況

(2) 土地利用の状況

(3) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(4) 交通の状況

(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(6) 下水道の整備の状況

(7) 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(8) その他配慮書対象事業に関し必要な事項

- 2 配慮書事業者は、前項第二号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、配慮書事業者は、当該資料の出典を明らかにできるように整理するものとする。

(計画段階配慮事項の選定)

第六条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たつ

ては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、配慮書対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下この条から第十一条までにおいて「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下この条から第十一条までにおいて「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。

- 2 配慮書事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

一 配慮書対象事業に係る工事の実施（配慮書対象事業の一部として、配慮書対象事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

二 配慮書対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であつて配慮書対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

- 3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 大気環境

(1) 大気質

- (2) 騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同

じ。）及び超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）

(3) 振動

(4) 悪臭

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

イ 水環境

(1) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）

(2) 水底の底質

(3) 地下水の水質及び水位

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ウ 土壤に係る環境その他の環境（ア及びイに掲げるものを除く。以下同じ。）

(1) 地形及び地質

(2) 地盤

(3) 土壌

(4) その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 動物

イ 植物

ウ 生態系

三 人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 景観

イ 人と自然との触れ合いの活動の場

ウ 文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財のうち、同法の規定に基づき指定された文化財（同法第五十七条第一項の規定により文化財登録原簿に登録されているものを含む。）及び同法第百八十二条第二項の条例の規定に基づき指定された文化財をいう。以下同じ。）（第二号に掲げるものを除く。）及び埋蔵文化財包蔵地（同法第九十三条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地をいう。以下同じ。）

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

ア 廃棄物等（廃棄物及び副産物（廃棄物の処理施設の設置又は変更の事業にあつては、当該施設において処理又は処分する廃棄物を除く。）をいう。以下同じ。）

イ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

4 配慮書事業者は、第一項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

5 配慮書事業者は、第一項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、同項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法）

第七条 配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、配慮書事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十一条までに定めるところにより選定するものとする。

一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

二 前条第三項第二号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

三 前条第三項第二号ウに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げる生態系の保全上重要であつて、まともって存在する自然環境に対する影響の程度を把

握できること。この場合において、事業計画の特性を踏まえ、重要な生息環境又は生育環境の改変、長大構造物による生息場所及び生態系ネットワークの分断及び断片化、渡りルート等の生物が特別な利用をする地域での障害、河川等の流砂系の改変等による影響について把握できること。

ア 自然林、湿原等であつて人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境

イ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であつて、減少又は劣化しつつあるもの

ウ 水源涵^{かん}養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

エ 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であつて地域を特徴づける重要な自然環境

四 前条第三項第三号アに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

五 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

六 前条第三項第三号ウに掲げる環境要素に係る選定事項については、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域及び文化財にあつては指定の区分を調査し、これらに対する環境の影響の程度を把握できること。

七 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等に関しではそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。（計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法）

第八条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項につい

て適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

三 調査の対象とする地域（以下この条から第十一条までにおいて「調査地域」という。） 配慮書対象事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

2 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

3 配慮書事業者は、第一項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。

4 配慮書事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法）

第九条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、

それぞれ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定しなければならぬ。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握する手法

二 予測の対象とする地域（第三項において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

2 前項第一号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。

3 配慮書事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。

4 配慮書事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、配慮書対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。

（計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法）

第十条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 第四条第一項の規定により位置等に関する複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。

二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、配慮書対象事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、配慮書事業者により実行可能

な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。

三 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、配慮書対象事業に係る工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

四 配慮書事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

（計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項）

第十一条 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

2 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。

3 配慮書事業者は、手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。